


所管部課	会計課	部長	並木 俊則			
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正理由						
<p>収納事務を私人へ委託する場合についての公表方法の追加、及び繰替払が法令上規定されていることを規則上においても明記するため、一部改正する。</p> <p>また、市民課と青少年課にて取扱う収納事務に変更、追加が生じることから出納員の担当事務を一部改正する。</p>						
(2) 主な改正内容						
① 第38条に次の1項を加える。						
<p>2 前項の規定にかかわらず、歳入の徴収又は収納の事務について、委託の経緯その他の特別な事情があると認められるときは、同項第1号及び第2号の規定は適用しない。この場合における前条第4項の規定の適用については、同項中「告示し」とあるのは、「告示するとともに市の公式ホームページに掲載する等の方法により公表し」とする。</p>						
② 第80条第1項中「会計管理者は」の次に「、施行令第164条第1号から第4号までに規定するもののほか」を加える。						
③ 別表市民課の項中「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）に定める電子証明書」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に定める署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書」に改める。						
④ 別表青少年課の項中「及び」の次に「延長育成料並びに」を加える。						
(3) 施行日						
(2) ①、②、③については公布の日から施行する。④については平成28年4月1日から施行する。						
(4) 影響及び効果						
特になし。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
・文書課にて事前審査済み						
3. 留意事項（問題点等）						
特になし						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議付議後、起案処理により改正の事務手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。